

国自貨第 102 号の 3
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



ダンプ車の割増率について

今般、ダンプ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

ダンプ車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」の「2割増」となること。